**要望書１、①**
①  回答
＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝
１．新型コロナウイルス感染症の影響で、経済活動に著しい支障を来している中小事業者の税負担を軽減するため、中小事業者の保有する設備等の償却資産及び事業用家屋に対する令和３年度分の固定資産税等については、事業収入の減少比率に応じて減免する措置を講じているところ。

２．一方で、固定資産税は、市町村財政を支える重要な基幹税であり、税収の安定的な確保が重要であることも事実であるため、更なる特例措置等には慎重な判断が必要と承知している。

３．いずれにせよ、コロナ禍の影響で厳しい状況にある中小事業者に寄り添いながら、本税制にとどまらず、様々な支援策を講じることで、全力で支援してまいりたい。
＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

**要望書２、①～③
②  ③の項目につきましては①の回答にてまとめさせていただきます。**
①  回答

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

１．経済産業省では、これまで、本年１月から３月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や、不要不急の外出・移動の自粛により影響を受けた事業者に対して、法人60万円、個人事業者30万円を上限に、売上減少相当額を一時支援金として支援して参りました。

２．これに加え、本年４月以降の緊急事態宣言措置又はまん延防止等重点措置に伴う支援として、
・飲食店の休業・時短営業や、
・不要不急の外出・移動の自粛
により売上が大幅に減少した事業者に対し、
ひと月あたり法人20万円、個人事業者10万円を上限に売上減少相当額を、月次支援金として給付することとしております。

３．困難な状況に直面している事業者の皆様に迅速かつ適切に一時支援金をお届けできるよう、引き続き全力を尽くしてまいります。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

経済産業省　中小企業庁　長官官房　総務課